

## ※基本注意事項※

### 1.工事関係

- (1)納入のための荷造りおよび弊社指定場所までの輸送、荷下し、搬入、据付費は特約のない限り貴社負担とします。
- (2)注文品の納期遅れ、工事遅延または工事の安全衛生面の不備により弊社に損害が生じた場合は、相当の賠償を請求します。ただし、法令、天災、その他不可抗力による場合は除外します。
- (3)弊社事業所内で工事を行う場合は、労働安全衛生規則ならびに事業所で定める「請負業者就業規則」を厳守して下さい。同規則を未入手の場合は請求願います。

### 2.支払条件

- (1)特記事項のない場合、支払条件は次の通りとします。
  - ・1件50万円以上：工事完了後毎月末締切、翌月28日振出、振出4ヶ月後25日支払の期日現金振込または電子債権での支払い
  - ・1件50万円未満：工事完了後毎月末締切、翌月25日現金振込
- (2)「下請代金支払遅延等防止法」に規定する下請取引に該当する場合は別の条件によります。

### 3.受注後の手続

- (1)弊社Web発注システムで注文を受領された後、貴社にて注文請の処理がされたことをもって取引が成立するものとします。
- (2)契約通り工事が完了し、弊社の検収が完了後、事業所の毎月指定日までに速やかに請求の処理を行って下さい。

### 4.その他

- (1)本契約に基づき取得する債権の第三者への譲渡を禁止します。
- (2)当工事により知り得た弊社情報等の口外を禁止します。貴社社内報又は経歴書等に掲載する場合は、事前に許可を受けて下さい。
- (3)当工事の内容、事務手続等で不明な点がある場合は係員に問い合わせして下さい。
- (4)貴社および弊社は、各地方公共団体の暴力団排除条例を遵守し、暴力団等の反社会的勢力と一切関わりを持たないことを表明します。貴社または弊社が当該表明に違反した場合、相手方は違当事者との一切の契約および取引を解除し、かつ被った損害の賠償請求ができるものとします。
- (5)貴社および弊社に次の事由が生じたときには、取引の全部または一部を解約することができるものとします。
  - ①相手方に財産上または信頼上の損害を与えたとき
  - ②手形・小切手を不渡りにし、銀行取引停止処分を受けたとき、または差押、仮差押、仮処分、公租公課等の滞納処分を受けたもしくはそのおそれがあるとき
  - ③特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始、破産もしくは競売の申立てを受け、またはこれを申立てたとき

2021年11月

Meiji Seika ファルマ株式会社  
エンジニアリング部